

## 水産業共同利用施設復旧支援事業で復旧した工場が稼働を停止して補助の目的不達成

1 件 不当金額(支出) 2042万円

### 1 補助事業の概要

大津漁業協同組合は、茨城県北茨城市の大津漁港において、平成23年3月の東日本大震災により被災した製氷貯氷施設(以下「工場」)を復旧させることにより、漁業の健全な操業と水揚げの促進を図ることなどを目的として、水産業共同利用施設復旧支援事業により、23年度に工場の建物、貯氷設備等の復旧工事等を実施し、さらに、24年4月に工場の稼働を再開した後、貯氷庫内の氷を搬出口まで移動させるスクリーコンベアを駆動させるための装置が故障したため、24年度に当該装置の交換等を実施した(事業費計5587万円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金交付額2793万円))。

「水産業共同利用施設復旧支援事業交付要綱」等によれば、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと、補助の目的に従った使用を中止する場合には、間接補助事業者等は補助事業者等に申請して承認を受け、所定の方法で算出した金額を国庫納付することなどとされている。

### 2 検査の結果

25年3月に本件補助事業により工場が復旧した後、同年8月下旬に貯氷庫内で油圧式スクレーパーから油が漏れる故障が発生して工場が再び稼働できない状態となったのに、組合は、新たな製氷貯氷施設が大津漁港に整備される予定となっていたことなどから、修理が可能であった当該設備について修理を行っていなかった。そして、令和4年1月の会計実地検査時点においても、上記の修理が行われないまま、工場は引き続き稼働を停止しており、稼働の再開も見込めない状況となっていた。このように、組合は、工場について、補助の目的に従って運用しておらず、また、補助の目的に従った使用を中止する場合に必要な申請及び国庫納付も行っていなかった。

したがって、本件補助事業により復旧した工場(平成25年8月末時点における残存価格4084万円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額2042万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認め る国庫補助 金等相当額
水産庁	茨城県	大津漁業協同組合 (事業主体)	水産業共同 利用施設復 旧支援	平成 23、24	円 5587万 (5587万)	円 2793万	円 4084万 (4084万)	円 2042万